

The Expansion of the Arima Clan in Hizen Province and  
the Claim of History during the Warring States Period

---

戦国期肥前有馬氏の勢力伸長と由緒主張

---

丸島 和洋

# 戦国期肥前有馬氏の勢力伸長と由緒主張

人文・社会科学系 人文・社会科学教育部門 丸島 和洋

## はじめに

長崎県島原半島を拠点とする有馬氏は、いわゆる「キリシタン大名」として著名である。しかしながら、戦国期の領域権力としての研究は、あまり盛んであったとは言いがたい。近年敢行された西国戦国史に関する通史的な書籍においても、有馬氏についてはほとんど言及がない。

そうした中で、早くに外山幹夫氏が地道な研究蓄積をなされており、一般向けに通史的な叙述も行っている\*<sup>1</sup>。ただ残念なことに有馬氏が拠点とした肥前南西部の研究は、キリスト教宣教師の記した海外史料の他は、主として家譜や軍記類に依拠して進められがちであった。外山氏は、「福田文書」と名付けた近世大村藩士受給文書の写伝本を用い、古文書史料の不備を補ったが\*<sup>2</sup>、家譜・軍記の記述に影響される傾向を認めない。

しかし近年、林田崇氏・大塚俊司氏等によって、同時代の古文書史料の博搜が進められ\*<sup>3</sup>、一次史料に基づいた堅実な研究が進められるようになった。特に大塚氏は、家臣や周辺国衆による有馬氏の通字「純」使用や有馬氏の屋形号使用の意味を追求した他\*<sup>4</sup>、戦国期初代の貴純（貴澄）・尚鑑の事績を整理し、着実な成果を挙げている\*<sup>5</sup>。

筆者も、かつて有馬氏の当主有馬義純の家督継承時期が、近世有馬氏編纂の家譜類と宣教師史料で相違がみられる点を検討した。結論として家譜類のいう元亀元年（1570）説は誤りで、宣教師史料の記す永禄6年（1563）説が正しいこと、龍造寺隆信に大敗したことがきっかけで父義直（義貞）が一度領国を追われ、義純が家督を継承した経緯を明らかにした\*<sup>6</sup>。このことは、近世成立の家譜・軍記類に頼ることの危うさを如実に示すものでもある。

本稿では、戦国初期の肥前有馬氏の勢力伸長の状況を、特に貴純（貴澄）期を中心にみていく。その上で、有馬氏が藤原純友の子孫という由緒を主張した時期とその背景、有馬氏が肥前守護となった経緯に対する仮説の提示と有馬晴純が中心となって展開した幕府との交渉の意義について検討する。

これにより、戦国期領域権力<sup>\*7</sup>としての有馬氏の姿を追う第一歩としたい。この問題については、大村氏との関係で論じられることが多く<sup>\*8</sup>、本稿でもその一端を扱う。

なお大塚氏の近業は、本稿と重なる部分も少なくない。本稿では見解の相違が見られる箇所について、適宜言及することにした。

### 1. 室町～戦国初期の有馬氏

有馬氏は、肥前国有間荘（現南島原市北有馬町・南有馬町）の開発領主であったと思われる、鎌倉時代の宝治元年（1247）に讓状を作成している左衛門尉朝澄が史料上の初見である（「深江家文書」1号、『佐賀県史料集成』4巻245頁。以下、『佐』4-245と略記）。鎌倉幕府からは、小地頭と扱われていた。本領は島原半島の南端にあり、南北朝期までは「有間」を苗字としていた。

【史料1】有馬氏澄判物写（『有馬家代々墨付写』所収「鷹屋惣左衛門旧蔵文書」）

山田荘内田地參町屋敷一所<sup>〔而〕</sup>、為給分預置所也、  
宝徳三<sub>葉</sub>年十一月廿四日 氏澄御居判  
鷹屋小次郎殿

南北朝動乱終結後の宝徳3年（1451）、有馬氏澄が、山田荘内の田地を家臣に宛行つた判物である。苗字の記載はないが、この頃には有馬苗字に改めていたと思われる、また氏澄の代から系譜関係が明確化する。山田荘は高来郡中部、島原半島のつけ根に位置する荘園（現雲仙市吾妻町）で、同郡を構成する四郷のひとつが山田郷であった。同郷は康暦元年（1379）まで他氏の手にあったことがわかっているから、有馬氏の進出はそれ以後となる。

こうした有馬氏の勢力拡大は、周辺諸領主との摩擦を招いたらしい。

【史料2】某満資他9名連署一揆契状（「佐々木文書」）\*<sup>9</sup>

就庄内面々事、一昨日資幸雖被申定候、一族中・同内之人々以連署令申候、仍御一揆中与有馬方所務弓矢出来候者、如先日御契約御大事に立申、又者可得御力候、此之旨聊不可有違返候、四面八幡も御照覧候へ、不可有疎略候、併期後信候、恐々謹言、

(年末詳)  
八月廿二日 資通（花押）  
資吉（花押）  
資武（花押）  
重阿（花押）  
道巖（花押）  
資忠（花押）  
資宗（花押）  
氏光（花押）  
幸友（花押）  
満資（花押）

北方御一揆中

本文書が、「有馬」苗字の初見となる。「庄内」とあるだけでどの荘園かはっきりしないが、資幸なる人物を惣領と戴く一揆契状である。北方一揆が有馬氏と所領をめぐって軍事衝突をするようであれば、かならず助力すると誓っている。「四面八幡」に誓約している点が注目され、これは雲仙にある温泉神社の遥拝所として四面平に分社された四面宮（現雲仙市愛野町乙）を指す。明治になって温泉神社と改称された。同社との地理関係からみて、付近の山田荘の領主たちによる一揆契状とする山口隼正氏の指摘は正しかろう。彼らは一揆結合により、有馬氏の勢力拡大に抵抗したのである。宛所の「北方御一揆」は、「北高来郡一揆」を指すとみてよいだろう。

有馬氏の北進への抵抗は、氏澄の子貴澄の代に噴出した。寛正3年（1462）、有馬氏で「家風弓箭」が起こり、「火江城＝楯籠」という事態に陥った。家風とは家中、つまり家臣団の別称だから、有馬氏は家臣の謀反で本拠日野江城に籠城する危機に見舞われたのである。貴澄は混乱を切り抜け、同年10月15日付で河原四郎太郎に「山野田新左衛門跡二町、馬場次郎五郎分黒田五反、同太郎三郎分五反、窪源次屋敷」を宛行っている（『国

乗遺聞』所収「貞享元年御代々御感状写帳」『宮崎県史史料編』近世1—423頁)。いずれも謀叛した結果、關所処分を受けた家臣の旧領や屋敷地であろう。

山田荘内の所領預置という事実からは、15世紀中頃には有馬氏の勢力が島原半島(現南高来郡)のほぼ全域に及んだ様子を看取できる。その勢力拡大をさらに推し進めたのが、氏澄の嫡男貴澄(貴純)であった。

『北肥戦誌』『大村家譜』といった軍記・家譜類は、有馬貴澄が大村氏を攻撃したと記す。前者は、貴澄が文明2年(1470)に串山(現雲仙市南串山町・小浜町)で大村家徳を、後者は文明6年に大村領彼杵郡中岳郷(現大村市中岳町)で大村純伊を破ったとし、松浦方面に追ったという。後者によれば、純伊は渋江公勢の援軍を得て、文明12年に大村を奪回したとする。

この記述について、外山幹夫氏は石橋山合戦の故事を元にした創作と評価する\*<sup>10</sup>。大村純伊を源頼朝に、渋江公勢を千葉常胤に擬し、「戦国大名」大村氏成立を鎌倉幕府成立になぞらえた由緒主張とみなすのである。

しかし当時の大村氏が藤津郡を拠点としていたこと、有馬氏の幾度にもわたる攻撃をひとつにまとめたという点は首肯しうるが、石橋山合戦に擬えたという話は、何か根拠があって提示されたものではない。

また久田松和則氏が明らかにしたように、『大村家譜』の記述は同時代史料と矛盾する。同書は文明6年の当主を純伊とするが、延徳4年(1492)時点での当主はその父純治で、純伊は大永3年(1523)に没した人物である。単なる歴代の混乱に留まらないものといえ、久田松氏は永正4年(1507)に大村氏が周辺諸氏に敗北した事実と混同したと評価している\*<sup>11</sup>。

本稿で重視したいのは、15世紀後半の有馬氏が、藤津・彼杵郡に進出が可能であったという認識がなければ、こうした誤謬は描かれまいであろうということである。つまり軍記・家譜の記載は信を置けないが、大村藩・佐賀藩で共通認識となる状況が現出していた可能性を見出したい。両郡へ進出するためには、有馬氏は高来郡をほぼ統一していなければならない。

そこで次に、文明期(1469-87)の有馬氏の状況をみてみたい。

【史料3】有馬貴澄判物（「姉川正義氏所蔵文書」）

今度御こゝろさしをかんし候祝儀として、ちゝの内四郎五郎屋一けん進之候、

文明六年<sup>甲</sup>十一月廿八日 貴澄（花押）

檜殿

貴澄が、彼杵郡檜（現長崎市式見町一帯）を拠点とする檜氏に対し、屋敷を宛行つた文書である。同地は隣接する福田村（福田浦）とともに、大村領の一部だが、福田・檜氏は有馬・大村氏に両属していく。この位置づけは重要だが、さしあたり本稿では、文明6年時点で彼杵郡の領主に宛行を行える状況になっていたことを確認すれば十分である。

次掲の書状は、有馬貴澄が彼杵郡の国人領主深堀氏に対し、「御名代職」就任を祝つた書状である。なお、天部が破損している。

【史料4】有馬貴澄書状（「深堀家文書」374号、『佐』4-235）

今度其方之御了簡事、<sup>〔以カ〕</sup>□前彼前兩人所江粗被仰□候て、如此時宜候上者、一向御忠節相成候、於于今者、堅固御名代職事、目出肝<sup>〔要カ〕</sup>□候、都而不可有御斟酌候、余者深堀兵部少輔・田中上総介申含候、恐々謹言、  
<sup>〔年末詳〕</sup>十月廿一日 <sup>〔有馬〕</sup>肥前守貴澄（花押）

深堀殿

「如此時宜候上者、一向御忠節相成候」という部分に注目したい。この「時宜」は権力者の意思、「彼前兩人」はその人物の側近を指す。「貴方のお考えについて兩人へおおよそお話しをしていただいた結果、このようなお考えが示された上は、それを守ることが御忠節となります」という文章は、明らかに上位権力の命を承けている。

では、この上位権力者は誰なのか。九州北部の戦国史は、大内氏と大友氏の対立が軸であり、大内氏が九州探題渋川氏と肥前千葉氏を、大友氏が少弐氏を支援して争っていた。『北肥戦誌』といった軍記物によると、有馬氏は大友陣営の少弐政資方として活動して平戸松浦氏を攻撃し、少弐氏から知行地を与えられたという。この知行地については、大塚氏によって具体的に明らかにされた\*<sup>12</sup>。宛行が明確なのは藤津郡藤津・杵島郡白石（現白石町）・同長島（現武雄市）で、白石の西隣に位置し、後に重要拠点となる須古（現白石町）もそれに含まれる可能性が高い。

また有馬貴澄は長享3年(1489)に白石を家臣に宛行っているから、少弐氏への服属はこれ以前にさかのぼる。軍記類は白石・長島の宛行を明応3年(1494)の松浦攻めの恩賞と記すが、大塚氏が指摘するように、白石領有はそれ以前の話となる。つまり白石や長島は少弐氏から与えられた可能性があるが、時期や経緯を鵜呑みにはできないといえる。

あわせて問題となるのは藤津で、大塚氏は藤津郡・藤津荘と捉えているようだが、史料上併記される白石・長島が郷村であることとの差違が大きい。藤津荘の地頭であった室町期大村氏の本拠(現鹿島市大字古枝字大村)または城館(同浜)に限定されるのではないか。

ここで注目したいのは、有馬貴澄(貴純)の嫡男の実名である。初名を尚鑑といい、後に純鑑に改名したと系譜類は記す\*<sup>13</sup>。尚鑑の発給文書は5点確認されるが、出家号観恵を用いた1点を除けば何れも署名は尚鑑で、純鑑と名乗ったことを裏付けることはできない。ただ尚鑑という実名には、有馬氏の通字「澄」「純」(次節参照)が含まれていない。

であれば、尚鑑が上位権力者から偏諱を受けて元服した可能性を想定すべきだろう。候補としては、9代將軍足利義尚、少弐政尚(政資)・同冬尚が挙げられる。この点について、大塚氏は將軍足利義尚の可能性を指摘する。しかしその子晴純への將軍偏諱時に生じた混乱からすれば、尚鑑段階で將軍偏諱を受けられたとは考えがたい。次に少弐冬尚は活躍年代が尚鑑よりも後だから該当しない。残るのは、少弐政尚(政資)である。

少弐政資は初名頼忠、文明3年9月以前に政尚に改名し、その実名を同11年末まで使っている。その後、政資に改名した。有馬氏が少弐政資に従っていたという軍記類の記述は、少弐政尚(政資)から尚鑑が偏諱を受けて元服したと捉えることで、補強することができる。つまり有馬氏は文明年間段階では、大友親繁・政親—少弐政資陣営に属したと考えてよい。なお、足利義尚は文明11年11月に判始めの儀式を行い、長享2年(1488)5月に義熙へ改名しているから、「尚」字の使用時期は少弐政尚と重ならない。尚鑑の元服時期がわかれば、誰からの偏諱なのか確定できるだろう。

【史料4】の発給時期は現状では特定しがたいが、文明6年発給の【史料3】と花押型がほぼ一致する(破損部分が多いが、実見して同型と判定した)。この前後のものとするれば、少弐政資が政尚と称していた時期と重なる。



【史料4】で有馬貴澄が従っている上位権力者は少貳政資とみてよかろう。

有馬氏は少貳氏に従うことで、文明年間には大村氏や深堀氏の拠点がある彼杵郡に勢力を延ばしていった。また恩賞という形で、藤津郡・杵島郡にも散在所領を得ていったのである。ただし戦国期権力として両郡に支配を延ばすには、一円支配が必要となり、その展開の検討が別途必要となってくる。

## 2. 有馬貴澄の改名

大内氏の右筆相良正任の日記によると、文明10年(1478)に筑前博多に侵攻した大内政弘の軍勢に、有馬貴澄は祝いの使者を送っている。そればかりか、2回目の使者は、九州探題渋川教直の書状を持参していた。つまり有馬氏は大友親繁・政親一少貳政資陣営から離叛し、大内政弘一渋川教直一千葉胤朝陣営に帰属したことになる。

【史料5】『正任記』文明10年10月1日条(『山口県史史料編』中世1)

一、自高来郡有馬肥前守貴純、為御入国御祝言進状、被遣御書了、同織田新<sup>左</sup>衛門尉澄秀元弥九郎也<sup>元弥九郎也</sup>左武衛義敏家人也<sup>左武衛義敏家人也</sup>捧状之、子細同前候、同被遣御返書候、

【史料6】『正任記』文明10年10月28日条(同上)

一、肥前国有馬肥前守貴純、為御礼御太刀銀作・御馬瓦毛・鳥目二千疋進上候、使者織田新<sup>純</sup>左衛門尉澄秀参上候、勘解由小路右兵衛佐義敏家人也、寛正比武衛防州在国之時供奉仁也、帰洛之時節依違気色、西国辺往来之処、不慮貴純兄弟約束云々、仍為使参候、御太刀・御馬栗毛純秀進上候、探題御書持参候、右子細見彼書了、尾州披露候、御対面候、弘節申次之、

冒頭に「自高来郡有馬肥前守貴純」とあり、有馬貴澄が貴純に改名したことを明示する史料である。つまり貴澄から貴純への改名時期は文明6年11月末(【史料3】)以降、同10年9月以前に絞り込める。

なお、貴澄発給の初見文書である寛正3年(1462)の判物の署名は「貴純」だが、同文書を採録した『国乗遺聞』の誤写とみておきたい。このことは、近世有馬氏の家譜『藤原有馬世譜』が、寛正頃は「貴澄」、長享頃に「貴純」改名したと記していることから、裏付けをとれる。

有馬貴純が大内氏の陣所に派遣した使者は、織田新左衛門尉澄秀であっ



た。この人物は、もともと三管領家斯波義敏の家人であったという。織田氏は斯波氏の家老で、尾張守護代の家柄だから、その一族であろう。斯波義敏は、長禄3年(1459)に將軍足利義政の勘気を蒙り、隠居を命じられて大内氏のもとに亡命している。寛正4年(1463)に赦免され、同6年に帰洛した。「寛正の頃に武衛(斯波義敏)が周防に在国」とあるのは、それを指す。

ところが帰洛に際して斯波義敏の怒りを買って、西国一帯を旅していた時に、有馬貴純(当時は貴澄)と兄弟の約束を結んだという事情が説明される。その際、10月28日条で当初「純秀」と書いていたのを、「澄秀」に書き直している点に注目したい。寛正6年段階では、有馬貴純はまだ貴澄を名乗っていた。澄秀という実名は、斯波義敏とはつながらず、有馬貴澄から偏諱を受けて改名したものだだろう。しかし貴澄は、その後貴純に改名した。恐らく正任は「スミヒデ」という実名を聞いた際、当然純秀と書くと考えたのであろう。有馬貴澄の改名がこのような間違いを生んだとみられる。

問題は、この改名の意味である。「澄」字は有間氏時代からの通字であったから、これは通字の変更を意味する。実際、以後の歴代は、「純」を通字として用いている。同時に、貴澄が「肥前守」を称している点にも着目したい。これまで有馬氏が服属していた大友氏においては、有馬氏の家の官途は「左衛門尉」という認識があり、史料上の初代有間直澄も左衛門尉であった。有馬尚鑑も「左衛門入道」を称しているから、戦国初期まで受け継がれてきた官途名とみられる。そのような有馬氏に、大友氏が新たに「肥前守」の名乗りを許すとは考えがたい。貴純(貴澄)の自称とみるのが自然だろう。またここでは出ていないが、有馬氏は元来平姓であった。ところが近世有馬氏は藤原姓を称し、天慶の乱で蜂起した藤原純友の子孫を称するようになる。

このことは、有馬貴澄が何らかの政治的意図を籠めて姓と通字の変更を行ったことを示す。

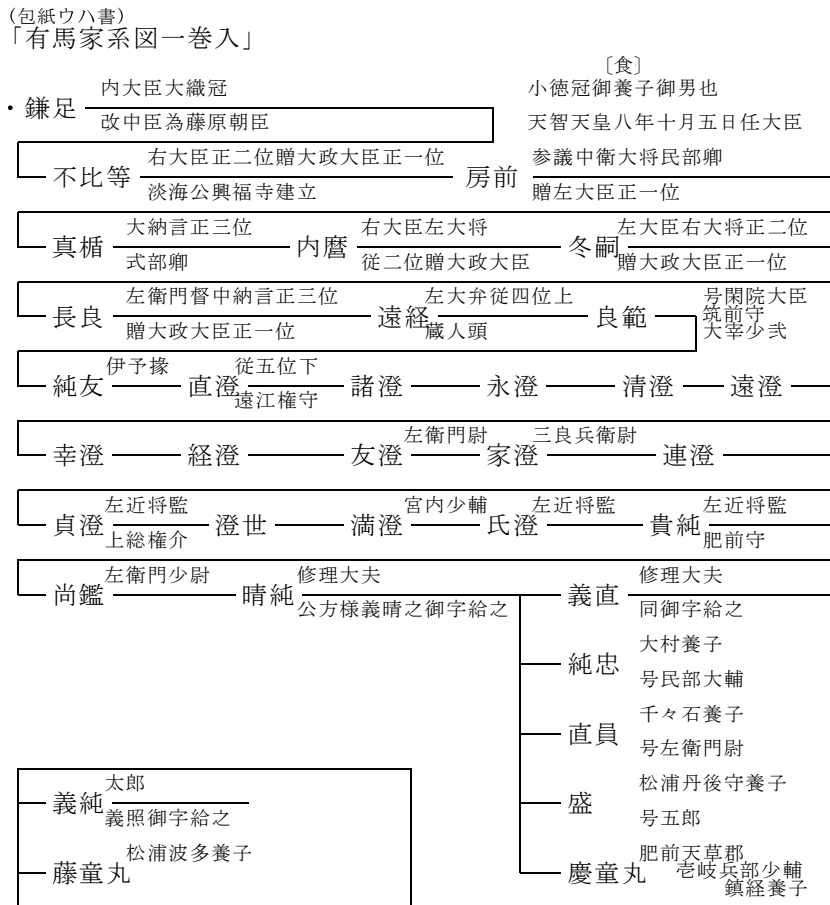
早くに藤原姓に着目した外山幹夫氏は、藤原純友子孫説について近世有馬氏の由緒主張で、虚構であると退けた。問題はその時期で、有馬貴澄の玄孫にあたる大村純忠が養子入りした大村氏が先行し、その影響を受けたものと評価した\*<sup>14</sup>。有馬氏における具体的初例として位置づけられたのが、天正7年(1579)に有馬氏が龍造寺氏に提出した起請文であった。発給者は有馬貴純の5代後の当主で、「キリシタン大名」として知られる有馬晴信である。

晴信は改名を繰り返しており、この時は大友義鎮（宗麟）の偏諱を受けて鎮純と称していた。同起請文において、晴信の署名は「有馬十郎藤原鎮純」とある（「龍造寺家文書」146、『佐』3-94）。

これは「藤原姓」使用の初例ではあるが、貴純以後の歴代は尚鑑（純鑑？）—晴純（賢純）—義貞（晴直・義直）—義純—晴信（鎮純・鎮貴・久賢）と続いており、通字の変化と切り離して考えるべきではない。

そして何よりも、有馬氏が藤原純友の子孫を称したのは、晴信以前にさかのぼるのである。次掲の史料は、有馬貴澄の孫晴純の5男諸経が養子入りした志岐氏に伝わった系図である（「志岐家文書」55号、『熊本県史料』4巻139頁。以下、『熊』4-139と略記）\* 15。

【有馬氏系図】





⑤有馬義貞の3男晴信（初名は鎮純）の記載がない。晴信の誕生年は、宣教師史料は永禄4年、近世有馬氏の家譜類は同10年と齟齬があるが、実際に本人に直面し、かつ洗礼を施した宣教師の史料の方が信頼性が高い。晴信を書くべきところは加筆の余地を残しており、永禄4年の晴信誕生以前の系図とみてよいだろう。晴信がまだ乳幼児であったため記されなかった可能性はあるが、有馬義貞は永禄6年の大敗時に志岐氏の元に亡命しているから（『八代日記』永禄6年閏12月6日条）、養子入りはそれ以前とみてよいだろう。

⑥男子がなく、元亀2年（1571）に早逝した有馬義純に子女を加筆する余地を作っている。なお義純は天文19年（1550）誕生とされ、將軍足利義輝（系図では義照と誤記）から通字「義」字偏諱を受けている。発給文書の初見は永禄6年で14歳の時だから、元服はかなり早かったようだ。あるいは生年に誤りがあるのかもしれない。

以上をまとめると、③から成立の上限は永禄2～3年、⑤から下限は晴信誕生の同4年以前となり、かなり絞りこめることになる。永禄3年前後の成立だろうか。③の根拠は家譜類だが、少弐氏滅亡が養子入りの原因であったことは事実とみられる。⑥義純の元服時期から見ても、大きくさかのぼることはないだろう。

次に系図の内容に移ろう。第一に注目すべきは、平姓を称していた有馬氏が、中臣鎌足・藤原不比等から起筆し、藤原姓となっている点である。天正7年に有馬晴信（鎮純）が藤原姓を称していたことは、先述した。

それではなぜ有馬氏は、藤原に改姓したのか。直接の目的は、従来から指摘されているように、藤原純友の子孫を称するためである。本系図でも、藤原不比等の8代後に藤原純友の名が記される。有馬氏は、天慶の乱で勇名を轟かせた藤原純友の子孫と主張するために、藤原改姓と通字変更を行ったのである。本系図を見ても、氏澄以前の歴代は通字が「澄」であり（史料上の初代の朝澄は確認できないが）、貴純（貴澄）から「純」へと変化している。本系図の記述から、貴純による由緒主張の一環と位置づけることができるだろう。また外山氏が主張した大村氏先行説についても事実とは逆で、有馬氏の影響で大村氏も藤原純友子孫を称するようになったといえる。

有馬氏が藤原純友の子孫という由緒を主張した理由は、本拠である島原半

島の山がちな地形を考えれば理解しやすい。有馬領の人びとの生活から、海を除外して考えることは難しいのである。藤原純友は、海賊を率いて挙兵した。その点が重視されたのだろう。

もうひとつ無視できないのは、有馬貴純が家の由緒を飾る必要を感じた点である。これは、対外的主張が主眼であろう。鎌倉期に小地頭に過ぎなかった有馬（有間）氏は、15世紀後半から急速に勢力を拡大していった。その過程で、周辺諸氏に自家の由緒を誇り、指導者として相応しい家柄であると主張したと考えられる。

これは有馬氏が戦国期領域権力化、つまり高来郡を本拠とする国衆化を成し遂げただけでなく、大村氏を初めとする周辺国衆との差別化の必要を感じた結果なのであろう。

その一端を示すのが、有馬貴純が天草諸島の有力者志岐忠遠と「七生之約諾」を結んで関係を強化した事実である（「志岐家文書」41号、『熊』4-128）。海上交通を重視した有馬氏の性格が既に表れていると言え、だからこそ藤原純友の子孫という由緒主張が選ばれたといえる。ここに、戦国期権力としての有馬氏の画期を見出すことができるのである。

### 3. 有馬氏と肥前守護職

16世紀に入ると、有馬氏は肥前守護職の獲得に成功している。天文8年（1539）、室町幕府内談衆大館常興は、有馬晴純（当時は賢純）を「肥前国守護有馬」と記す（『大館常興日記』天文8年7月3日条、以下『常興』と略記）。

この点、奈良興福寺の大乗院尋尊は、次のような認識を記している。

【史料7】『大乗院寺社雑事記』文明9年（1477）12月条

肥前国〈平戸肥州西下方、千葉東上方、〉

肥後〈菊池国也、又大友申請云々〉

筑後〈菊池国、又大友申請云々、〉

筑前〈少貳国也、又大内申、カマホナミ、〉

豊前〈大内、又大友申請云々、〉

豊後〈大友国、〉

日向〈山東（伊東）ハ井頭・土持〉



大隅・薩摩〈嶋津国、薩摩カコシマニ住、〉

以上九州、

対馬国〈<sup>(宗)</sup>惣刑部国、〉 壹岐国〈<sup>(浦)</sup>松ヲ党、平戸肥州相計歟、〉

尋尊は肥前東半国守護を松浦氏、西半国守護を千葉氏としているが、両氏が守護職を獲得した徴証はない上、少弐氏の名前が出てこないのは明らかにおかしい。筑後・肥前・豊前が大内・大友両氏の係争国となっている上、大友氏の守護補任要求は「云々」と伝聞情報であることが明記されているから、基本的な情報源は、応仁の乱に際して西幕府の主力として上洛し、この文明9年12月まで在京していた大内政弘の関係者であったと考えられる。

一方で黒嶋敏氏は、肥前は九州探題渋川氏の本国と位置づけられており、室町期においては守護不設置であったとする\*<sup>17</sup>。これが事実であれば、幕府関係者にとって、肥前は特別な国であり、有馬晴純の守護在任は何らかの裏付けがあったとみねばならない。

同時に大館常興は、この時なされた晴純の挨拶について、「御代始御礼」と記している(『常興』天文8年8月1日条)。第12代將軍足利義晴の將軍宣下は大永元年(1521)だから、有馬晴純は18年間も室町幕府と音信不通の状態にあったことになる\*<sup>18</sup>。57歳になっていながら、幕府から若年時の仮名「太郎」で呼ばれているのは一見不可解だが、長期にわたる連絡途絶と後述する任官交渉が原因である。ところが幕府関係者は、晴純を最初から肥前守護として処遇している。

このことは、有馬氏の肥前守護補任が晴純以前に遡ることを示唆する。そこで想起されるのが、有馬貴純の去就である。貴純は、文明10年に大友・少弐陣営を離叛し、大内・渋川陣営に一時的に帰属していた。

その後、明応8年(1499)から永正5年(1508)にかけ、政争に敗れた第10代將軍足利義材(義植)が大内氏の方に亡命・滞在をしている。山口滞在中の義材から、守護職補任を受けた可能性があるのではないか。

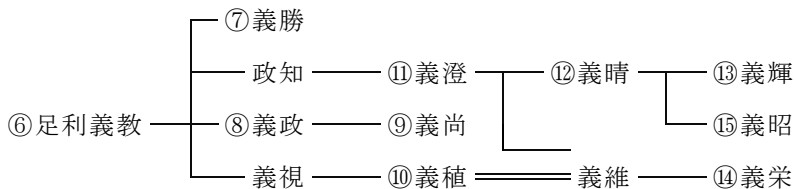
足利義材は大内氏の支援で上洛して將軍に復して義植に改名し、大永元年(1521)に管領細川高国と対立して再度京都を出奔する。これを受け、細川高国は対立していた11代將軍足利義澄の遺児義晴を12代將軍につけた。その際、遠国である九州諸国の守護職を交替させる必要はないから、各国守護は義植の補任が維持されたとみられる。そもそも戦国期になると、守護職は家

督と一体化して相承されるものになっており、幕府からの補任状を要しない。

後述する様に有馬晴純の守護職在任には大友氏から異議が申し立てられ、また肥前最大の勢力であった少弐氏が大友陣営であることからみて、有馬氏の肥前守護職補任の背景には、大内氏の仲介があったのではないか。なお前述した『大乘院寺社雑事記』における文明年間の肥前守護千葉・松浦両氏も、大内氏との関係が深く、大友方の少弐氏と対立関係にあった。

大塚氏が明らかにしたように、有馬晴純は天文2年に大友・少弐陣営離叛を非難されているから、まもなく大友陣営に復したものの、大友・大内両陣営間で去就が定まらない状況が続いていたと思われる。一刻も早く大内氏の支援で上洛したい足利義植（義材）が、大友・少弐氏の動きを抑えるために、有馬氏を大内陣営に引き込もうと肥前守護に補任した可能性を指摘したい。ところが、義植の出奔と義晴の將軍任官により、有馬氏の肥前守護在任は認識されつつも、背景があやふやになっていたというのが、天文8年段階の幕府の状況と考えられる。

【足利將軍家略系図】 丸数字は將軍の代数。二重線は養子関係を示す



さて、有馬晴純はなぜ將軍宣下後18年も経って、突如代始め御礼を行ったのか。大永6～8年には、高来郡の国衆千々和尚員と西郷尚善、有馬家臣林田純因が上洛し、三条西実隆と連歌に関する交流を深めている（『実隆公記』大永6年8月28日・同7年6月18日・同8年3月26日条他）。天文3年には西郷尚善（翫月齋）を通じて、齋号南明軒の揮毫を実隆から得た他、千々和純保も三条西実隆に和歌を所望している（同天文3年3月15日条・同日記紙背文書他）。

天文5～6年には大村純前、南条純永と千々石純保の上洛を確認でき、蹴鞠と歌道を家職とする飛鳥井雅綱と親しく交際している様子が、蜷川道運より平戸松浦氏の一門籠手田定経に伝えられている。



【史料8】蜷川道運書状（「籠手田文書」62号、『史料纂集 籠手田文書』）

（前略）兼又、其御国有馬殿御内衆〈南条方／千々石方〉兩人、去年春之時節より在京候、此春より於飛鳥井殿候て、知人に罷成て候へハ、今ハ我々宿所近辺ニ宿をとられ候て、日夜朝暮物を被尋候てせつかれ候、其御国之習かと存候、むつかしさにて候、さ候へハ、又同所大村方近日〈十日計已前〉在京候、是ハいまた不申通候、是も承候へハ、内々我等にも知人に成度よし被申候と候、雖然、愚身近日み中へ可罷下敷にて候、此有馬邊のかたゝゝ、是非のつれ候て、可被下之様に被申候、（後略）

（天文6年カ）  
八月十三日 道運（花押）  
（籠手田定経）  
籠兵公 まいる貴報

特に注目したいのは南条・千々石の両氏で、蜷川道運から「有馬殿内衆」つまり有馬晴純の家臣という認識が明示されている点である。千々石氏は島原半島北西部の国衆だが、有馬家臣と対外的に認識されるようになっていた。

天文7年9月には、飛鳥井雅綱邸での蹴鞠を、大村純前が興行している。

【史料9】『天文七年飛鳥井蹴鞠之記〈仮名之記〉』（抜粋）\* 19

つきに大村民部少輔〈純前〉、千々石小三郎〈純保〉、南条弥三郎〈純永〉、三人〈いつれも肥前国のちうにんなり〉あひならひて、みなミの（住人）  
（縁座）  
えんさにつく〈東上北面〉、

その場に、有馬家臣である千々石純保と南条純永が同席をしている。つまり家臣が長期在京を繰り返しているにも関わらず、有馬晴純は義晴への対応を放置していたわけである。嫡男も既に元服を済ませ、年齢も19歳となっていた（幕府関係者は幼名軍童丸で扱う）。急に嫡男に偏諱を求めようと考えた可能性はあるが、何故このタイミングであったのかわからない。

最大の理由は、幕府側から有馬氏に連絡があったためと思われる。

【史料10】伊勢貞孝書状案（国立公文書館所蔵『御状引付 天文八年』）\* 20

一、太神宮社内造立之儀、春以来申入候条、可被下国仕旨申候、雖斟酌候、彼三頭太夫、被懸御目度由候間、令口候、時宜可然様被仰付候者、可為祝着候、恐々、

（天文8年）  
七月廿七日  
（晴純）  
謹上 有馬修理大夫殿

実は天文8年春以来、幕府は有馬晴純に伊勢神宮の造立支援を求め続けていた。最終的に動いたのは、肥前西部を檀那場としていた神宮御師宮後三頭大夫で、肥前に下向して寄進を要請すると決している。幕府や伊勢神宮は肥前守護有馬晴純を同国の有力者と捉え、造立銭の抛出を求めた。この交渉を受けた晴純は、有馬氏の家格向上交渉に繋げようと考えたのではないか。

そもそも有馬晴純が義晴に代始めの挨拶をした直接の目的は、自身及び子息への「晴」字偏諱と自身の修理大夫任官であった(『常興』同7月3日条)。交渉自体は以前より上洛していた肥前国衆大村純前と、肥前出身で京都政界において幅広く活動していた連歌師周桂を通じて行われ、直ちに許可がおりている(『親俊日記』天文8年7月22日条他、以下『親俊』と略記)。これにより、有馬太郎賢純は修理大夫晴純、嫡男軍童丸(義貞)は太郎晴直を名乗ることを認められた。幕府斡旋の正式任官だから、晴純は従五位下の位階も得たはずである。

さらに次の史料にも注目したい。

【史料11】大館晴光書状案(天理大学天理図書館所蔵『大館記』所収「往古御内書案・秘々書状案・往古触折紙案」)\*<sup>21</sup>

「小笠原殿への御状案文 重而御左右可承之候、」

(晴純) (大館常興)  
九州有馬方傘袋白井・鞍覆毛氈御免之事、入道ニ申聞候処、涯分可令申沙汰之旨、内々申候、宜有御伝達候哉、猶期拝顔候、恐々謹言、

七月五日

晴光

小笠原民部少輔殿御宿所  
うら書

大館左衛門佐

『大館記』内の配列から天文6~8年のものであり、天文8年に比定してよいだろう。内談衆大館晴光は、実父常興と相談のうえ、有馬晴純の白傘袋・毛氈鞍覆使用許可を將軍足利義晴に周旋すると述べている。守護格の家柄に許される特権であり、肥前守護有馬氏に授与されるに相応しい。

またイエズス会東インド管区巡察師アレッサンドロ=ヴァリニャーノは、天正11年(1583)に著した『日本諸事要録』において、12~3年前までの有馬氏が、屋形を称していたことを指摘している。屋形号は、室町期段階では有力守護にのみ使用が許されていたが、戦国期になると対象が拡大してい

く。守護格もしくはそれに准ずる家格と認定された有力者の権威付けのために、礼銭と引き替えに授与される栄典のひとつとなっていた\*<sup>22</sup>。この屋形号免許を得たのも、あるいはこの時であったかもしれない。

ところが天文8年12月、晴純父子への偏諱授与と任官について、大友義鑑が幕府に抗議し、撤回を求めた。義鑑の主張は、①有馬氏の家の官途は「左衛門尉」であり、別の官途を与えるのは望ましくない、②九州においては、上の字(「義」)であろうと下の字(「晴」)であろうと、將軍偏諱を受ける家は大友氏以外には島津・菊池・千葉・少弐の四家に限られる。その他は、この四家の被官に過ぎない(つまり有馬氏は將軍直臣ではない)、③西国の事は、大内・大友両氏に事前に諮問があるのが先例である。特に「なにの大夫」(左京・右京・修理・大膳の四職大夫)は、大内・大友両氏以外に与えられた例はない、というものであった。これは山田康弘氏が指摘されているように、九州における大名・国衆の家格統制を意図したものである\*<sup>23</sup>。特に有馬氏が得た「修理大夫」は、当時大友義鑑が用いていた官途と同じであり、大友氏の不快感は強かったといえる。

その上有馬晴純は、重ねて將軍家の通字「義」字拝領を申請していたらしい。大友義鑑から抗議が寄せられた直後の天文9年2月、大館常興は晴純から「義」字偏諱申請を受け、その扱いに苦慮している(『常興』天文9年2月8日条)。晴純の狙いは最初からより格式の高い「義」字偏諱であったことになる。あるいは晴純の目的は最初から「義」字であったのに、使者の独断で拝領が容易な「晴」字申請に切り替えたのかもしれない。

幕府内で問題となったのは、有馬氏が「少弐被官人」に過ぎないという大友氏の主張の正否であった。陪臣であれば、將軍直属ではなくなり、まったく話は違ってくる。大友氏の抗議は一定の成果を得たようで、天文11年に有馬氏が將軍に御礼を言上した際には、「晴純」「晴直」とあるから(『親俊』天文11年7月29日条)、「義」字偏諱は沙汰止みになったらしい。ただし既に許可がおりていた「晴」字偏諱と、「修理大夫」任官はそのままであった。

その上、晴純の子晴直(義貞)は遅くとも天文20年には「義直」に改名しており(『八代日記』天文20年4月13日条)、有馬氏は結局「義」字拝領に成功している。この時晴純は既に出家して「仙岩」を号し(同4月28日条)、晴純の官途「修理大夫」は義直が継承している(「有浦家文書」43号、『佐』

19-36)、隠居を契機とした交渉で「義」字偏諱と従五位下修理大夫任官が有馬晴直(義直、義貞)に認められた可能性が高い。

この直前、天文14年に肥後相良氏が、やはり大友氏の反対を押し切って「義」字拝領に成功しているから、それを先例として活用したのかも知れない。義直は天文20年に上洛を試みているが、恐らくこれは13代足利義藤(義輝)の將軍宣下に対する代始め御礼であったのだろう。その後義直の嫡子義純も將軍偏諱を受けたものとみられ、前掲系図の記述はそれを裏づける。15代將軍となる足利義昭が、越前亡命中に作成した政権構想でも、外様衆に「有馬太郎」と記されている\*<sup>24</sup>。

このように、有馬氏は大友氏の妨害をはね除けて將軍偏諱や官途受領の獲得に成功したわけである。

さて、偏諱・官位獲得交渉にあたった大村純前の在京は、大館常興から「近年令在京」と表現されるほど長期に亘っていた(『常興』天文8年6月23日条)。この事実は、幕府との交渉が、突如有馬晴純(賢純)の要請を受けて開始されたものであることを物語る。

この点は、大村純前が帰国の御礼言上を伊勢貞孝に願い出た際の幕府内の議論に端的に表れている。大村純前が將軍に直接御礼を言上するのは初めてであったため、その処遇が幕府で問題となった。伊勢貞孝は「於庭上被御覽」がよいと考えており、大館常興の意見を徴した。常興は「大村は御家人身分(將軍直臣)と聞いていたが、もし九州守護方(肥前守護有馬氏)の被官であるのなら、庭上からの挨拶が相応である。国人身分なら、庭上からではよろしくない」と回答している(『常興』天文8年6月23日条)。

大村氏が幕府直属の国人身分か、陪臣なのか、直ちに家格調査が実施された。『御内書符案』では先例が確認できず、純前の親類に内々に問い合わせをしたところ、「他人の被官ではない」「有馬氏(晴純)の躰であるため、行動を共にしているに過ぎない」という回答を得た。これを受けて常興は「御座敷にての御対面がよい」旨を回答し(同6月24日条)、御礼の実施にいたったのである(同閏6月3日条)。幕府政所執事代蜷川親俊は、有馬氏の「雑掌」と記しているが、大村純前は殿中への祇候を許され、有馬氏の要請を正式に言上しており(『親俊』天文8年7月8日条)、將軍から盃を拝領している(『常興』同日条)。

つまり6月～閏6月段階においては、大村純前は独立した「国人」身分で、有馬氏からの要請を受けた第三者として振る舞っていた。したがって「大村民部少輔子」が、同時に偏諱・任官を幕府に申請している（『常興』同7月3日条）。ただこの時点で純前の子に該当する人物は確認できず、以下にみるように自身への従五位下丹後守補任であったようだ。誤記であろうか。

ところがいざ拝領する段になって、純前は一転して「有馬父子と同じ一字を拝領するのは遠慮がある」と辞退を申し出たのである。政所執事伊勢貞孝が有馬晴純・晴直および大村純前に送った書状の案文が伝存している（『御状引付 天文八年』）。紙幅の都合上、一点のみ掲げよう。

【史料12】伊勢貞孝書状案

一、対大村丹後守方、<sup>(純前)</sup>晴御字被遣之処、御父子御給同前候条、依斟酌、被返上之由候、尤雖無余儀候、被思食寄拝領事候間、無相違急速御請之御礼可被申上候趣、可被成御意見事、肝要候、恐々、  
<sup>(天文8年)</sup>七月廿七日  
<sup>(晴直)</sup>謹上 有馬太郎殿

大村純前の態度変更は一ヶ月にも満たない短期間に行われており、有馬晴純自身の圧力とは考えにくい。在京していた有馬家臣から翻意を求められたか、大村氏内部で有馬氏と同等の待遇は避けるべきとの判断が働いたのだろう。なお、純前は実際に丹後守を称するが、私称と考えられる。

これらの書状は一括して大村純前が持ち帰ることになる。さらに伊勢貞孝は、純前に肥前国衆宛ての書状を託した。

【史料13】伊勢貞孝書状案（『親俊』天文8年7月20日条）

一、今度大村民部大輔方在洛、細々令閑談候、然入魂旨候間、雖率爾之至候染筆候、仍太刀一腰進之候、[ ]尚澗田新介[ ]、恐々  
謹言、  
<sup>(天文8年)</sup>七月九日 貞孝  
松浦肥前守殿 松浦丹後守殿 西郷二郎殿  
志佐一岐守殿 伊万里又次郎殿 波多壱岐守殿  
草野太郎殿 山代右馬大夫殿 後藤兵庫頭殿  
平井又次郎殿 <sup>(合点)</sup>有馬修理大夫殿〈謹上書之〉

いずれも同文であったようだが、有馬晴純のみが謹上書という丁重な書札

札が用いられ、他の国衆とは別格の扱いを受けている。宛所部分は懸紙に書かれて開かなくても読めるから、大村純前の目にも焼き付いたことであろう。

おわりに

有馬氏は、戦国初期の15世紀後半に勢力を拡大し、周辺諸氏を影響下におくようになった。その過程の文明6～10年(1474-78)頃、有馬貴純(貴澄)は藤原純友の子孫を称する系図を作成し、平氏から藤原氏への改姓と、「澄」から「純」の通字変更を行った。これは貴純段階の勢力伸長という実態に「家格」をあわせ、周辺諸氏との差別化を図ったものと考えられる。これが有馬氏の戦国期領域権力化の画期と位置づける。

有馬氏の勢力拡大は、尚鑑・晴純の代にさらに拡大していく。貴純ないし尚鑑は、大友一少弐陣営と大内陣営の対立を活用して、周防亡命中の10代将軍足利義材(義植)から肥前守護職を獲得した可能性がある。

天文8年(1539)、幕府から伊勢神宮造営支援を求められた有馬晴純(当時は賢純)は、要請を逆手に取って、代始めの挨拶と称して幕府との交渉を開始した。それは肥前守護に相応しい待遇を求めたもので、晴純・晴直(義直・義貞)父子がそろって12代将軍足利義晴からの「晴」字偏諱を獲得し、晴純は従五位下修理大夫に任官した。さらに毛氈鞍覆・白傘袋使用許可を獲得したほか、屋形号使用許可を受けたのもこの時である可能性が高い。いずれも守護待遇者に与えられるものであり、肥前守護職に裏付けられた栄典であった。

しかしこれは九州の家格秩序を乱すものとして、大友義鑑の抗議を受ける。ただ幕府は一度許可した栄典を覆すことはなく、晴純が続けて行った将軍家通字「義」字偏諱も、時間をおいて嫡男晴直に許され、義直(後に義貞に改名)・義純と二代続けて認められている。一方で、天文8年の交渉を代行し、自身も同時に「晴」字偏諱と従五位下丹後守任官を認められた大村純前は、有馬父子と同待遇になることを考慮し、申請そのものを取り下げた。

一連の幕府からの栄典も、有馬氏が肥前における有力者であることを示すものとして活用された。貴純の系図主張同様、有馬氏勢力の実態に家格を合わせる行為がなされたのである。有馬氏は晴純期に全盛期を迎えたと称されることが多く、外山幹夫氏はその勢力圏を高来郡を含めた四郡としている



が、内実はまだはっきりとはしていない。

したがって今後は有馬氏勢力の実態や、従来服属関係にあった大内・大友・少弐氏らとの関係を明らかにしていく必要がある。ただ本稿でも述べたように、大村氏は有馬氏を明確に上位者と位置づけて接しており、有馬氏の従属国衆とみて差し支えないように思われる。これらの点は、別稿を期したい。

#### [付記]

本稿は、2020年度東京都市大学共通教育部研究支援費「戦国期肥前有馬氏権力の再検討―「国衆論」の視点から―」および2021年度公益財団法人鍋島報効会研究助成「佐賀藩士深江氏旧蔵文書の復元による「家意識」の検討」の成果の一部である。

また、2020年度九州史学研究会大会報告「西肥前における有馬氏の勢力拡大と「戦国大名」化」および2021年度国史学会大会中世史部会報告「国衆論でみる肥前・肥後情勢―有馬氏を中心に―」において口頭発表した内容が含まれる。報告においては、様々な指摘を戴いた。また史料閲覧に際し、東京大学史料編纂所・多久市郷土資料館のご厚意を受けた。記して感謝申し上げる。



## 註

- (1) 外山幹夫①「有馬氏の領国支配」(同著『中世長崎の基礎的研究』、思文閣出版、2011年。初出1995年)、②同『肥前有馬一族』(新人物往来社、1997年)他。
- (2) 外山幹夫③「福田文書」(『中世九州社会史の研究』、吉川弘文館、1986年)。
- (3) 林田崇「天正七年付有馬氏家田連署起請文について」(『戦国史研究』68号、2014年)、同『編年肥前有馬氏発給文書』(私家版、2017年)、同「天正八年における有馬氏と龍造寺氏の和平交渉」(『戦国史研究』73号、2017年)、大塚俊司①「『平井坊文書』の紹介と基礎的研究」(『佐賀大学地域学歴史文化研究センター紀要』11号、2017年)。
- (4) 大塚俊司②(「戦国期肥前国における大名・国人の偏諱授与」、『財団法人鍋島報效会研究助成研究報告書』5号、2011年)、同③「戦国期肥前国の「屋形様」」(『佐賀学Ⅱ 佐賀の歴史・文化・環境』岩田書院、2014年)。
- (5) 大塚俊司④「戦国期初頭の有馬氏(一)一貴純を中心に」(『長崎歴史文化博物館研究紀要』13号、2019年)、⑤「戦国期初頭の有馬氏(二)一貴純を中心に」(同14号、2020年)、⑥「戦国期前期の有馬氏一尚鑿を中心に」(同15号、2021年)。
- (6) 拙稿「有馬義純の家督継承」(『年報三田中世史研究』6号、1999年)。
- (7) 本稿の主題とそれるので詳細は割愛するが、「戦国大名」とそれに服属する自治権を持つ「国衆」を総称して領域権力と呼称している。拙著『東日本の動乱と戦国大名の発展』(吉川弘文館、2021年)、黒田基樹『戦国大名 政策・統治・戦争』(平凡社新書、2014年)、同『増補改訂 戦国大名と外様国衆』(戎光祥出版、2015年。初出1997年)等を参照。
- (8) 外山幹夫④「大村氏の領国支配」(前掲註(2)外山③著書所収、1986年)、前掲註(1)外山②著書、久田松和則「応仁の乱前後の大村氏と有馬氏」(『新修大村市史』第2卷中世編、2014年)、拙稿「有馬氏」「大村氏」(大石泰史編『全国国衆ガイド』、星海社、2015年)、同「書評と紹介 外山幹夫著『中世長崎の基礎的研究』」(『古文書研究』80号、2015年)他。
- (9) 山口隼正「佐々木文書—中世肥前国関係史料拾遺—」(『九州史学』125号、2000年)。外山幹夫⑤「肥前国高来東郷・高来西郷と高来一揆」(前掲註(2)外山③著書所収。初出2000年)も参照のこと。
- (10) 外山幹夫⑥「大村純伊文明六年敗戦記事の虚構性」(前掲註(2)外山③著書所収。初出1981年)。
- (11) 久田松和則「幕府要人記録に見る大村純前の上洛」(前掲註(8)『新修大村市史』所収、2014年)。
- (12) 前掲註(5)大塚④論文。
- (13) 有馬尚鑑の実名に関する諸問題は、前掲註(5)大塚⑥論文を参照。
- (14) 外山幹夫⑦「肥前大村・長崎両氏の発展と出自」(前掲註(2)外山③著書所収。初出1981年)、前掲註(1)外山②著書のうち「有馬氏の出自」参照。
- (15) 現在は東京大学史料編纂所所蔵「志岐家旧蔵文書」となっている。なお、『熊本県史料』の翻刻では、「慶童丸」に付せられた注記のうち、末尾の「養子」が欠けている。
- (16) 平川定美「本宗家松浦氏と有馬氏」(同著『佐世保戦国史の研究』、私家版、2006年。初出1998年)他。
- (17) 黒島敏(「九州探題考」、同著『中世の権力と列島』、高志書院、2012年。初出2007年)。
- (18) 根井浄「有馬晴純(仙岩)そして義貞」(『嶽南風土記』20号、2013年)は、義貞元服の挨拶と位置づけるが、誤りである。
- (19) 稲垣弘明「天文七年の飛鳥井雅綱邸蹴鞠会」(同著『中世蹴鞠史の研究—鞠会を中心に—』、思文閣出版、2008年)。
- (20) 濱本裕史「国立公文書館所蔵『御状引付』および同紙背『二番日々記』について」(『古文書研究』89号、2020年)。以下『御状引付 天文八年』は同稿によるが、難読であるため、一部翻刻に相違がある。
- (21) 阿波谷伸子・大内田貞郎・内藤和子・平井良朋・八木よし子・山根隆宏「大館記(四)」83頁、『ピブリア』83号、1984年)。
- (22) さしあたり福田美也子「屋形」(『国史大辞典』ジャパンナレッジ版)を挙げておおくが、尾形号免許については今後の研究課題となっている。
- (23) 山田康弘「戦国期栄典と大名・将軍を考える視点」(『戦国史研究』51号、2006年)。
- (24) 黒嶋敏「足利義昭の政権構想—「光源院殿御代当参衆并足輕以下衆覚」を読む—」(前掲註(17)著書所収。初出2004年)。